令和３年度第２回鴨川市消防委員会 次第

日時：令和４年２月 17 日（木）
午前 10 時 00 分から
場所：鴨川市役所４階　400 会議室

１　開　会

２　委員長あいさつ

３　市長あいさつ

４　議　件

（１）　令和３年度消防団事業実施状況について

（２）　令和４年度消防団事業計画（案）について

（３）　令和４年度消防関係予算（案）について

（４）　その他

５　閉　会

［配布資料］
次第
出席者名簿
席次表
資料　１：令和３年度消防団事業実施状況
参考資料：令和３年　火災発生状況
資料　２：令和４年度消防団事業計画（案）
資料　３：令和４年度消防関係予算（案）
資料　４：消防団員の報酬等の基準の策定等について

令和３年度第２回鴨川市消防委員会　出席者名簿

日時：令和４年２月 17 日（木）
午前 10 時 00 分から
場所：鴨川市役所４階　400 会議室

1　消防委員

（順不同、敬称略）

No.	氏　　名	備　　考
1	長谷川　清 一	委員長
2	東 島　　康 二	副委員長
3	入 野　　芳 一	
4	田 代　　朗	
5	吉 田　　裕 迪	
6	栗 原　　孝 明	
7	佐 藤　　則 泰	

2　市行政関係者

No.	所属・職	氏　　名	備　　考
1	市　　長	長谷川　孝夫	
2	総務部長	山 口　　昌 宏	
3	総務部危機管理課長	長 幡　　祐 自	
4	総務部危機管理課 課長補佐	大 澤　　宣 人	
5	総務部危機管理課 消防生活安全係係長	嶋 津　　直 人	
6	総務部危機管理課 消防生活安全係	川 名　　拓 也	

令和３年度第２回　鴨川市消防委員会　席次表

日時：令和４年２月 17 日（木）
午前 10 時 00 分から
場所：市役所４階 400 会議室

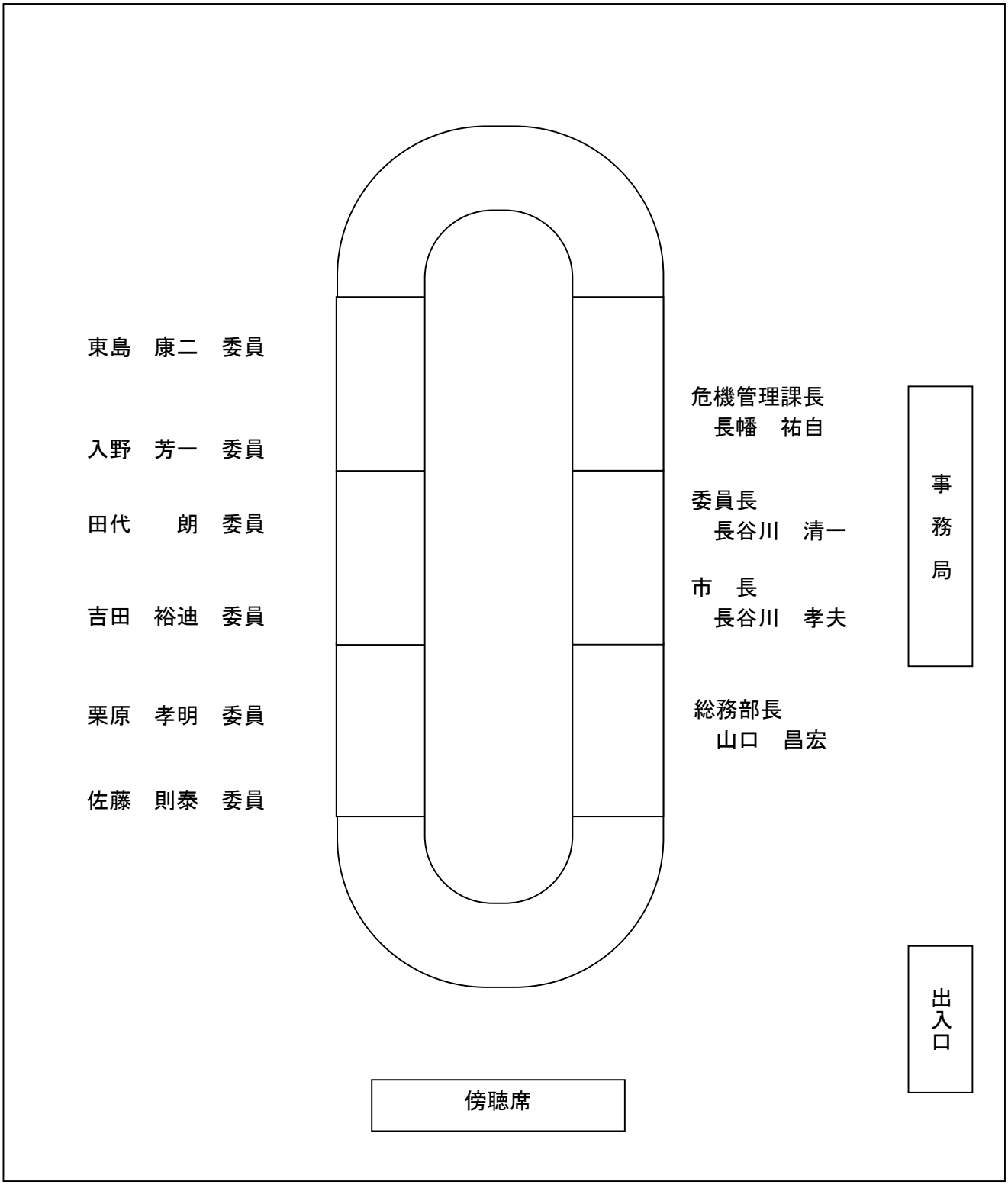

＜参考＞

令和３年　火災発生状況

（令和３年1月1日から12月31日まで）

出火件数						焼損棟数					焼損面積	
建物	林野	車両	船舶	その他	合計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	合計	建物	林野
											㎡	a
8	0	4	0	9	21	6	0	3	4	13	392	0

死傷者数		り災世帯			り災者数	損害見積額（単位：千円）							
死者	傷者	全損	半損	小損		建物			林野	車両	船舶	その他	合計
						建物	収容物	小計					
0	4	1	0	4	10	6,000	1,757	7,757	0	1,981	0	189	9,927

議件１　令和３年度鴨川市消防団事業実施状況

月	実施日	事　　業　　名	場　　所	主　催
4	１日(木)	本部会議、本部･分団長会議 ・辞令交付　ほか	鴨川市役所	消防団
	21日(水)	(公財)千葉県消防協会安房支部第１回総会	安房合同庁舎	千葉県消防協会 安房支部
5	16日(日)	第17回鴨川市消防操法大会【中止】 本部会議 ・消防団員の定数について　ほか 消防車両及び可搬ポンプ年次点検	鴨川市陸上競技場会議室 〃　　駐車場	消防団
6	13日(日)	第40回安房支部消防操法大会【中止】	南房総市	千葉県消防協会 安房支部
	20日(日)	幹部・新入団員訓練 【秋季に延期→中止】	鴨川市陸上競技場駐車場	消防団
	20日(日)	普通救命講習（団員／１回目） 【秋季に延期→中止】	鴨川市文化体育館	消防団
7	７日(水)	第１回消防委員会 ・消防団員の定数見直しについて	鴨川市役所	消防団
	９日(金)	本部会議 ・消防団員の定数について　ほか	鴨川市役所	消防団
	10日(土)	第57回千葉県消防操法大会【中止】	千葉県消防学校	千葉県
9	３日(金)	本部会議 ・消防団後期計画について　ほか	鴨川市役所	消防団
	24日(金)	消防団・消防署連携会議 ・防火パレードについて　ほか	鴨川市役所	消防団・消防署
	27日(月)	本部会議、本部･分団長会議【中止】	鴨川市役所	消防団
10		普通救命講習（団員／２回目）【中止】	鴨川市文化体育館	消防団
	26日(火)	本部会議、本部･分団長会議 ・防火パレードについて　ほか	鴨川市役所	消防団
11	５日(金)	鴨川市防災訓練【規模を縮小して開催】 ※消防団出役なし	天津小湊小学校	鴨川市
	７日(日)	秋の全国火災予防運動（防火パレード）	鴨川市内	消防団
	24日(水)	(公財)千葉県消防協会安房支部第２回総会	安房合同庁舎	千葉県消防協会 安房支部
12	３日(金)	本部会議、本部･分団長会議 ・出初式最終決定　ほか	鴨川市役所	消防団
	15日(水)	鴨川市消防団夜警出動式	鴨川市陸上競技場駐車場	消防団
1	６日(木)	鴨川市消防出初式	鴨川市文化体育館	消防団
	12日(水)	本部会議 ・出初式について　ほか	鴨川市役所	消防団
2	７日(月)	(公財)千葉県消防協会安房支部第３回総会	書面開催	千葉県消防協会 安房支部
		上級幹部研修【中止】	館山市北条小学校体育館	
	17日(木)	第２回消防委員会	鴨川市役所	鴨川市
3	１日(火) ～７日（月）	春の全国火災予防運動	鴨川市内	消防団
	23日(水)	千葉県消防大会（予定）	青葉の森芸術文化ホール	千葉県

議件２　令和４年度鴨川市消防団事業計画（案）

月	予定日	事　　業　　名	場　　所	主　催
4	１日（金）	本部会議、本部･分団長会議	鴨川市役所	消防団
	中旬	（公財）千葉県消防協会安房支部第１回総会	館山市内	千葉県消防協会安房支部
	24日（日）	本部会議	鴨川市陸上競技場会議室	消防団
	24日（日）	幹部・新入団員訓練	鴨川市陸上競技場駐車場	消防団
	24日（日）	普通救命講習（団員／１回目）	鴨川市文化体育館	消防団
5	15日（日）	第18回鴨川市消防操法大会	鴨川市陸上競技場駐車場	消防団
6	26日（日）	第41回安房支部消防操法大会	館山市内	千葉県消防協会安房支部
7	上旬	本部会議	鴨川市役所	消防団
	30日（土）	第58回千葉県消防操法大会	千葉県消防学校	千葉県
10	中旬	普通救命講習（団員／２回目）	鴨川市役所	消防団
	中旬	上級幹部研修	未定	千葉県消防協会安房支部
	中旬	（公財）千葉県消防協会安房支部第２回総会	館山市内	千葉県消防協会安房支部
	下旬	本部会議、本部･分団長会議	鴨川市役所	消防団
11	上旬	秋の全国火災予防運動（防火パレード）	鴨川市内	消防団
	上旬	鴨川市防災訓練	市内小学校	鴨川市
12	上旬	本部会議、本部･分団長会議	鴨川市役所	消防団
	15日（木）	鴨川市消防団夜警出動式	鴨川市陸上競技場駐車場	消防団
1	６日（金）	鴨川市消防出初式	鴨川市文化体育館	消防団
2	上旬	本部会議	鴨川市役所	消防団
	中旬	消防委員会	鴨川市役所	鴨川市
	下旬	（公財）千葉県消防協会安房支部第３回総会	館山市内	千葉県消防協会安房支部
3	上旬	春の全国火災予防運動	鴨川市内	消防団
	下旬	千葉県消防大会	千葉市内	千葉県

※　新型コロナウイルス感染症の状況により、事業計画に変更が生じる場合があります。

議件３　令和４年度消防関係予算（案）

（単位：千円）

科目			令和４年度（当初予算額）	令和３年度（当初予算額）	増減額	対前年比	備考
消防費	常備消防費	安房郡市 広域市町村圏 事務組合費 （常備消防費）	708,115	677,263	30,852		安房郡市広域市町村圏事務組合負担金
		計	708,115	677,263	30,852	104.56%	
	非常備消防費	消防総務事務費	346	349	▲ 3		県消防協会負担金、 安房支部負担金　等
		公用車費（消防車）	5,689	4,963	726		消防車の修繕料、燃料代、車検代、保険料 等
		消防団運営事業	51,857	55,107	▲ 3,250		・団員報酬　21,180 ・活動手当　10,704 ・本部運営交付金　900 ・支団運営交付金　900 ・需用費、負担金等　18,173
		計	57,892	60,419	▲ 2,527	95.82%	
	消防施設費	消防施設整備事業	9,175	9,837	▲ 662		・詰所等修繕料　543 ・詰所光熱水費 等　2,529 ・土地借上料　755 ・消防用備品費　1,200 ・消火栓施設整備負担金　4,148
		計	9,175	9,837	▲ 662	93.27%	
	災害対策費	防災教育・訓練事業	108	107	1		・防災訓練消耗品 ・保険料 等
		災害対策事業	3,740	5,777	▲ 2,037		・備蓄品購入（ｱﾙﾌｧ化米・災害用ﾄｲﾚ・土のう袋・液体ﾐﾙｸ等）　3,098 ・その他通信費費 等　642
		防災情報伝達事業	61,185	24,822	36,363		・防災ﾗｼﾞｵ購入　10,725 ・防災行政無線施設工事　32,967 ・無線局保守委託料　7,040 ・自治体情報ﾒｰﾙ配信委託料　1,320 ・防災情報配信設備運用委託料　3,563 ・海抜表示設置委託料　2,057 ・光熱水費、電波利用料 等　3,513
		自主防災組織 育成事業	1,000	1,000	0		自主防災組織が行う防災対策事業に対する補助金
		国民保護事業	22	22	0		国民保護協議会委員報酬 等
		災害対策本部事務費	5,714	0	5,714		・防災減災費用保険料　1,964 ・災害時時間外手当　等　3,750
		計	71,769	31,728	40,041	226.20%	
合計			846,951	779,247	67,704	108.69%	

消 防 地 第 171 号
令和３年４月 13 日

各都道府県知事
各指定都市市長　殿

消　防　庁　長　官

消防団員の報酬等の基準の策定等について

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は２年連続で１万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で 80 万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっています。消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催することとしました。同検討会では昨年 12 月から本年３月まで、まずは消防団員の適切な処遇のあり方について議論を行ってきたところですが、今般、同検討会における中間報告が別添参考１のとおり取りまとめられました。

消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を下記のとおり取りまとめました。

つきましては、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）にあっては、本通知の内容や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）第 13 条において「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村に対して、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1　消防団員の処遇の改善を図るため、別紙１のとおり、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下本通知において「基準」という。）を定めたので、この基準及び別紙２の留意点を踏まえ、各市町村において、消防団員の報酬等の見直しを検討すること。

2　本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。

3　各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和４年３月末日までに改正し、同年４月１日から施行すること。予算については令和４年度当初予算から必要な額を計上すること。

4　基準の制定にあわせ、「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）を別紙３のとおり改正するので、各市町村においては条例の改正にあたり参考にされたいこと。

5　出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税庁と協議のうえ、追って消防庁から通知することとしていること。

6　出動報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和４年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

以上

別紙１

非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の２第１項及び第３項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第１　非常勤消防団員の報酬の種類は、出動回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出動に応じて支払われる出動報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第２　年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第５号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第３　出動報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出動については、１日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出動については、市町村において、出動の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第４　上記に掲げる報酬のほか、出動に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出動に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第５　報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

別紙２

非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について

非常勤消防団員の報酬等の基準（以下「基準」という。）に掲げる事項については、以下の点に留意すること。

・基準全体について

この基準は、令和４年４月１日から適用すること。ただし、特に第５の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましいこと。

・第１について

報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と、出動に応じた成果給的な報酬としての出動報酬の二種類を定めていること。

・第２について

年額報酬の額については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、「団員」より上位の階級にある者や機能別団員等の年額報酬については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額を定めること。

・第３について

出動報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額等（出動に係る費用弁償の額を含む。）を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、災害以外の出動については、標準額と比較して業務の負荷や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること（均衡をとる観点から、警戒・訓練等について、標準額を下回る額を定めることは差し支えない）。

短時間の出動や日付をまたぐ出動、１日に複数回の出動といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡をとりつつ、具体的な取扱いについては、各市町村において定めること。

ただし、大規模災害等で出動が長期間にわたる場合には、出動報酬の支給単位は出動日数に関わらず「１回」とするのではなく、「１日」とすることが適当であること。さらに、この場合の出動報酬の額は、標準額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に引き上げることも差し支えないこと。

・第４について

消防団員の出動に係る費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当であること。

・第５について

報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。

団（分団・部等を含む。以下同じ。）経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

○○市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）の一部を改正する条例（例）

○○市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（服務規律） 第八条　団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。 （報酬） 第十二条　団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。 2　団員には、次により年額報酬を支給する。 団長　年額　円 副団長　年額　円 分団長　年額　円 副分団長　年額　円 部長　年額　円 班長　年額　円 団員　年額 3　団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次により出動報酬を支給する。 災害の場合　一日につき　円 警戒の場合　一日につき　円 訓練の場合　一日につき　円 ○○の場合　一日につき　円 （費用弁償） 第十三条　団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、費用弁償を支給するものとし、その額は、○○の例による。	（服務規律） 第八条　団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。 （報酬） 第十二条　団員には、次により報酬を支給する。 団長　年額　円 副団長　年額　円 分団長　年額　円 副分団長　年額　円 部長　年額　円 班長　年額　円 団員　年額　円 （費用弁償） 第十三条　団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次により費用弁償を支給する。 水火災の場合　一回につき　円

2　前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、団長については○○相当職、副団長については○○相当職とみなし費用弁償を支給する。

3　報酬及び費用弁償の支給方法については、○○の例による。

警戒の場合　一回につき　円

訓練の場合　一回につき　円

2　前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、団長については○○相当職、副団長については○○相当職とみなし費用弁償を支給する。

3　報酬及び費用弁償の支給方法については、○○の例による。

備考　対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。